

第1回 江南市市民自治によるまちづくり
基本条例推進委員会会議録（概要）

日 時 平成24年1月23日（月） 午後1時30分～午後3時8分

場 所 江南市役所 第3委員会室

出席委員（11名）

会長 中 田 實	委員 沢 田 和 延
委員 古 田 富士夫	委員 野 下 達 哉
委員 森 ケイ子	委員 庄 田 圭 介
委員 早 瀬 裕 子	委員 平 松 宏 幸
委員 黒 岩 義 光	委員 波多野 敬 子
委員 社 本 亘	

欠席委員（1名）

委員 河 井 照 夫

出席職員

市長	堀 元
地域協働課長	大 竹 誠
地域協働課 協働推進グループリーダー	坪 内 俊 宣
地域協働課 協働推進グループ	川 上 暁 子

次第

1. 市長あいさつ
2. 委員の委嘱
3. 会長選出
4. 自己紹介
5. 議題
 - (1) 委員会の今後の進め方などについて
 - (2) 市民の意思の表明について
 - (3) その他

配付資料

1. 委嘱状
2. 設置要綱
3. 委員名簿
4. 資料1（想定スケジュール案）
5. 会議傍聴のルール案
6. 資料2（市民参加に係る条例について）
7. 資料3（安城市市民参加条例）
7. 資料4（東海市市民参画条例）
8. 資料5（江南市市民協働研究会提言書【第3部】）
9. 江南市市民自治によるまちづくり基本条例解説書（パンフレット）

○事務局 本日は、お忙しい中、第1回目の江南市市民自治によるまちづくり基本条例推進委員会に、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の会議の進行をしばらくのあいだ、務めさせていただきます地域協働課の坪内と申します。どうぞよろしく願いいたします。

なお、河井委員さんは、本日欠席でありますので、あらかじめご報告いたします。

1. 市長あいさつ

○事務局 それでは、第1回江南市市民自治によるまちづくり基本条例推進委員会を開催するに当たりまして、最初に江南市長よりごあいさつ申し上げます。

○市長 みなさん、お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。明日からまた寒くなるようですが、実は江南市内、火災が多発しています。今朝も赤童子でありました。先日の江森の火災では怪我人が、神明では死者が出たということで多発しています。また、空き巣や車上狙いなどの犯罪も多発しており、先日緊急で注意喚起の文章を市民のみなさんに流しました。何が起きるか分からないのが行政、そういう点も含めてしっかり進めていかなければと思っています。

昨年4月に江南市のまちづくりのルール、「市民自治によるまちづくり基本条例」を制定いたしました。基本条例につきましては、学識者や市民の皆様と市職員が、同じテーブルに着いて、その案を一から作り上げ、市議会で慎重審査の結果、成立したもので、まさに、市民、執行機関、議会の協働という形で結実したものと考えております。

さて、地方自治の本旨は「団体自治」と「住民自治」と言われております。その「住民自治」。地方の運営はその地方の住民の意思によって行われるべきとする考え方ではありますが、この「住民自治」の実現の方法としては、選挙で選ばれた市長と市議会議員を住民の代表とする間接民主制が原則であります。

今回、委員のみなさんにお集まりいただきましたのは、その間接民主制を

補完、充実させる「市民参加」の仕組みなどについて、ご議論をお願いするためであります。住民説明会や審議会、パブリックコメントなど、市民が意思を表明する仕組みも既にありますが、あらためて参加する立場の目線で見直していただきたいと思っておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

2. 委員の委嘱

○事務局 次に委員の委嘱でございますが、この委員会の設置要綱、第3条第2項では、皆様方委員につきましては、「市長が委嘱する」となっております。委嘱状につきましては、本日、あらかじめ、みなさま方の席に置かせて頂いておりますので、よろしくお願いいたします。

3. 会長選出

○事務局 それでは、次に進めさせていただきます。

本委員会の会長であります。委員会の設置要綱、第4条第1項では「会長は、委員のうち学識経験を有する者の中から、委員の互選により選出する。」となっておりますが、今回の委員構成では、学識経験者としては、中田委員お一人ということでございますので、中田委員に会長をお引き受けいただくことをお願いしたいと思っておりますが、みなさん、いかがでしょうか。

〔各委員より「異議ありません」「結構です」との発言あり〕

○事務局 それでは、本委員会の会長は、中田委員にお願いいたします。

ただいま、中田委員に会長にご就任していただきました。ここで、会長から、ごあいさつをいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○会長 これまで戦略計画、この（市民参加条例の）元になるまちづくり基本条例の策定に関わってきた。基本的なものになればなるほど国の基準や他市の例などが参照できるので、比較的作ろうと思えばできないことはない。しかし、それが具体的になればなるほど、地域に関わるものなどは一般化できない。地域の状況を踏まえてということになる。そうするとますます難しくなり、どこまで推進できるのか不安になる。

しかし、この推進委員会の各委員はそれぞれの地域に場所を持ってやって

こられた方ばかり。公募委員も委員の一人であり、遠慮なく市民としての意見を言っていたきたい。この中身を作っていく上で、地元の市民の力に頼るところが大きいので、積極的な発言をお願いしたい。

今回は議会から議員のみなさんが、最初から加わっている。これまでの市民参加は、どちらかという行政レベルで進んできた。議会レベルの参加は難しいところがあり、また、議会そのものが二代表制の代表の一つであり、市民と選挙以外でどうつながるのかがあまり見えない。フランスの憲法学では半間接制といわれて、市民が直接行政とつながってしまう。議会の代表性は半分だという言い方もある。日本の場合はそんなことにはなっていないと思うが。

市民の意見、意思をどう表現してもらい、どう実現していくかということになると、この意見は単なる要望とか批判というレベルのものではなく、出てくる多様な意見、それらをいかに政策化していくか。そういうことにつながっている意見、意思の表明だろうと思っている。単なる意見のパイプ役レベルなら簡単なことだが、それ以上に構造的に、政策的に、あまり考えられていない意見をいかに政策化するか。その仕組みをここで作っておかないと、従来とあまり変わらない。そういう意味でいうと政策形成、政策立案が大事になる。

議会改革で取り上げられているテーマの第一項目に、政策立案機能の向上がある。そういう意味で議会の取り組みとも重なってくる。市民の意見をどう政策的に展開するかというところの仕組みだと思っている。議会としては議会基本条例のこともあるが、今回はそれではないところで、しかし、内容的にいうと、市民の声をどう意見を政策に活かして行政につなげられるか。

行政はいろんな点で、制度的には進んでいる。先般、s m a r t運動の発表会、「第6回s m a r tカップ」を聞いたが、特に福祉課の改善事例、利用券をその場で渡せる事例に感銘を受けた。行政改革の真髄と言ってもよいような発展が見られる。それも内部から出てきている。これは行政の前進、画期的というところオーバーかもしれないが、ここまで来たかという感があった。

それに見合うような政策立案という点でどのような体制ができるかを、こ

の委員会では検討いただくということで、どんな見通しを持つか。私もそれを持っていないが、そういう点では、ここでの議論を十分深めていただき、みんなで納得でき、しかもこれは、ここで文章を作れば終わりということではなく、どう活かすかということになってくるので中身のあるものを、2年がかりという期間で大変ですが、作っていきたいので、みなさんの積極的な参加をお願いしたい。どうぞよろしく申し上げます。

〔拍手〕

○事務局 ありがとうございます。

次に、普通ですと、副会長の選出になるわけですが、本委員会の要綱、第4条第3項では、副会長ということではなく、「会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。」としておりますので、会長代理と言いますか、その委員を会長からご指名いただきたいと思います。

○会長 それでは、いろんな方向から見るということから自治会の活動をされている、本日は、欠席ではありますが、河井委員にお願いしたいと思いますので、みなさん、ご了承をお願いします。

○事務局 ただいま、会長より河井委員に指名がありました。本日は欠席でありますので、後日、事務局から、経緯をご説明し、ご了解をお願いいたします。

○会長に中田委員を選出する。

○「会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。」委員として、河井委員が会長より指名される。
(設置要綱第4条第3項)

4. 自己紹介

(省略)

〔自己紹介終了後、市長退席〕

○事務局 それでは、本日の議題に移らせていただきますが、ここからは会議の進行を中田会長にお願いしたいと思います。それでは中田会長、どうぞよろしくをお願いします。

5. 議題

(1) 委員会の今後の進め方などについて

○会長 それでは、議題の協議を進めさせていただきます。議題の1「委員会の今後の進め方などについて」、事務局から説明をお願いします。

○地域協働課長 最初に委員会の想定スケジュール案について。推進委員会の目的は設置要綱の第1条にあるように、「江南市市民自治によるまちづくり基本条例の推進並びに関連条例の調査及び研究」であるが、今回は関連条例のうち「市民の意思の表明」に関する条例、いわゆる市民参加条例の調査、研究を主としてお願いしたい。委嘱期間は平成26年3月末までとなっているが、前年12月定例会に条例案を上程できるようにし、26年4月施行を目指したい。本日が第1回目で、委員の日程の都合もあるが、以降、概ね2月に一度の開催を予定している。平成25年1月には市民参加の新たな仕組みなどを市民に提示し、それらに対する意見を収集するためのパブリックコメントを実施したい。それに向け、提示内容の検討も委員会でお願したい。このパブリックコメントも踏まえ、平成25年8月頃に、委員会の成果として提言書を市に提出したい。

委員会の傍聴については、6ページのようなルール案を提案したい。以前設置されていた江南市自治基本条例検討委員会の傍聴のルールをそのまま使っている。

会議録については、会議録概要ができ次第、ホームページに掲載したい。また開催予定についても、日程が決まり次第ホームページでお知らせし、委員会の活動を市民と共有したい。

○会長 この傍聴ルールは当委員会独自のものか。一般的なものか。

○地域協働課長 一般的なものである。

○会長 委員会の進め方について、何か質問は。

- 森委員 傍聴者へ会議資料が届くのか。資料は正式決定のものではないので、退出するときは回収することがあるかもしれないが、資料がないと分からない。資料配付についてどう考えているのか。
- 地域協働課長 自治基本条例検討委員会の場合は資料を配付した。今回も基本的には配付する。
- 会長 事前に傍聴者数は分かるのか。
- 地域協働課長 傍聴の予約制までは採らない。当日受付になる。
- 黒岩委員 傍聴者数の目安はあるのか。
- 地域協働課長 自治基本条例検討委員会のときは概ね5人以下であった。傍聴者が増えて、事務局で対応できなくなるようであれば、委員会に相談する。
- 会長 最初は、定員を決めずにいくと。他にないか。
- 森委員 スケジュールについて。案でいくと、委員会で検討していくにしても、市民参加はパブリックコメントだけ。市民参加といいながら、この委員会の中だけで決めてしまうことになる感じがする。推進委員会として説明会に出向くとか、シンポジウムを開催するとか、実質的な市民参加を入れた方がいいと思う。2年間検討するにはパブリックコメントだけでは不十分な気がする。
- 地域協働課長 たしかに、自治基本条例検討委員会のときは市内10ヵ所での市民懇談会や、シンポジウムを開催した。委員にも説明する役割を持って懇談会に出席していただいた。パブリックコメントは行政が意見募集するものであるが、提示する案については推進委員会で十分検討されたもので行う。また、懇談会については、開催するにしても、行政職員だけが出向いて説明する形にはすべきではないと考える。どうするかは、推進委員と一緒に考えていきたい。
- 会長 むしろそれはこの委員会の議論の対象になるということですね。ある程度詰まってきたから、それを市民に示そうと。(懇談会などが)禁止されているわけではない。いろんな市民参加の道をこの委員会で主体的に行っていくと。
- 地域協働課長 スケジュール案は、あくまで見込みであり、進行によっては

変わるの、これで委員会を縛るものではない。ただ、平成26年4月に施行したいことから、ある程度、時期を区切ってスケジュール案を作った。

○会長 内容によっては、委員の出身母体の了承を得ないという場合もあるので、このあたりは柔軟にということで、こんな感じですよ。ぜひ聞いてほしいと思います。

それでは、本日、傍聴の希望があれば入室していただいて結構です。

○地域協働課長 きょうはありません。

○会長 今後は、希望があれば、その都度諮るのではなく、最初から傍聴してもらおうことになるのか。

○地域協働課長 特別のことがない限り、委員会の了解なしで、入室してもらおうので、よろしくお願いします。

○委員会のスケジュール案について、進捗によっては前後する場合もあることを前提に了承される。条例制定過程での市民参加については、委員会の協議事項となる。

○委員会の傍聴について、「会議傍聴のルール案」が了承される。また、当日使用する資料については傍聴者にも配付する。なお、会議の開催日程についてはホームページで公表していく。

○委員会会議録の公開について、会議録の概要をホームページで公開する。

(2) 市民の意思の表明について

○会長 以上のような手続を確認した上で、今日の議題2「市民の意思の表明について」。具体的に我々が何を行うのか、事務局から説明をお願いします。

○地域協働課長 7頁、資料2をお願いします。1番、設置根拠ということで、基本条例第6章、市政運営、第19条、市民の意思の表明。執行機関等は、第8条に規定する政策の形成、執行及び評価の過程に市民が参加し、自らの意思を表明する機会を設けます。2、前項に規定する市民の意思の表明に関し、必要な事項は別に定められている。ここでいう市民参加は、本日の資料、江南市市民自治によるまちづくり基本条例の解説書5頁に第8条が載

っているが、「市民は、自らまちづくりを行う権利を有するとともに、執行機関等が行う政策の形成、執行及び評価の過程に参加し」の“参加”である。

また、「執行機関等」とは、4頁に定義があるが、市長、教育委員会、選挙管理委員会などで、いわゆる行政といわれているもの。この「執行機関等」の活動には市議会は入っていない。議会運営の必要な事項は、同じくまちづくり基本条例の第15条にあるが、議会は、直接選挙により選出された議員によって構成される法の規定に基づく議決機関として、第4条に規定する市民自治の原則にのっとり、市民の意思を的確に反映した市政の実現のために権能を発揮するとともに、執行機関等が行う市政の運営を監視する役割を果たします。2、前項に規定する議会の役割その他議会運営に関して必要な事項は、別に条例で定めますとなっている。この議会運営の必要な事項の条例化については、現在のところ、市議会のご判断で行ってもらうことになっている。

今回、推進委員会に調査、研究をお願いする「市民参加の意思の表明」は、あくまでも、執行機関等が行う政策の形成、執行及び評価の過程でのものが対象である。

また、市民参加の条例を定めているところはまだ少ない。県内では、安城市市民参加条例が平成23年に制定、稲沢市市民参加条例が平成20年に制定、東海市市民参画条例が平成15年に制定されている。

市民参加条例は概ね3つに分類される。まず1つは個別条例。市民参加の手法、手続ごとに定めてあるもの。住民投票条例やパブリックコメント手続条例など。江南市のようにパブリックコメント手続を要綱で定めているところも多い。二つ目に総合型。いろんな参加手法を一つの参加条例の中で規定したもの。三つ目の理念原則型、基本原則や関係者の責務など基本的事項を規定しており、手法そのものの具体的な中身は規定していない。

3は、市民参加条例の主な規定項目を、総合型を例にして掲げてある。まず、総則では目的、定義、市の責務、市民の責務などが規定されている。市民参加の手続きとしては、市民参加の対象、市民参加の時期、市民参加の方法、市民参加の結果の取り扱い、公表の方法などが規定されている。市民参

加の具体的な規定としては、審議会等の規定、委員の選任、会議、会議録の公開など。パブリックコメント（意見公募）が規定されることが多い。その他の市民参加としては、例えば意向の把握－アンケート－や市民政策提案が規定される場合もある。市民委員会、市民懇談会については、資料5、平成20年に江南市市民協働研究会からの提言書の中でもふれられている。

これら以外の市民参加の手法もあると思う。きょうは、条例例としては安城市、東海市の条例を資料として提出している。

○会長 今この委員会の役割についての説明があった。何か、質問がありましたら。

どのぐらい具体化していくかですね。まちづくり基本条例のときも議論は、いろんな議論はかなりしたが、パブリックコメント制度など具体的なものは挙げなかった。新しい面ではあるが、そういうことをしていくのか、もう一つ踏み込んで、市民参加、実際に市民が取り組むための仕組みは何かを考えるのか。この辺は、委員のみなさんの判断ということもある。どんなイメージで取り組んでいくのか。ご自由に発言を。

○野下委員 江南市市民自治によるまちづくり基本条例があるが、事務局の説明では、基本条例を踏まえながら、市民の意思の表明ということで別に条例を制定している市もあると。市民参加の条例をこの委員会の中で協議、作成していくという認識でよろしいか。

○会長 最終的な形は、条例にするということでもよろしいか。

○地域協働課長 最終的には、形として条例としての形にしたいと思っている。市民参加条例には三つの類型があると説明したが、まちづくり条例、そのもの中で参加制度を規定しているところもある。例えば、大口町。その辺も含めて検討してもらいたい。

○沢田委員 市民参加、最終的には条例ということだが、まちづくり基本条例の核になる部分だと思う。安城市と東海市の条例が資料として提出されているが、両市では、そもそも自治基本条例、まちづくり基本条例は制定されているのか。それとも市民参加条例が単独で制定されているのか。

○会長 安城市については、第1条で自治基本条例が既にあることが分かる。

- 地域協働課長 東海市はまちづくり基本条例があったかと思う。稲沢市はなかったと思う。
- 沢田委員 まちづくり基本条例制定の折に全体のバランスをとりながら、別に条例で定めるとしているわけで、当時の条例検討委員会で詰めてやってもらった。参加条例を制定していくのがベターだと思うが、まちづくり基本条例との位置づけについて。条例と条例との間に上下関係はないが、こうやってみていくと、まちづくり基本条例が上位条例にならざるを得ないような印象を持つが、専門として会長の意見を伺いたい。
- 会長 まちづくり基本条例の検討の中で、“上下”という議論がかなりあったが、形式上は上位としていない。ただ、尊重するという形で、いろんなことをつくる上で、これ（基本条例）が尊重されなければならないということはある。条例というか、その具体化条例という位置付けになると理解している。安城市の市民参加条例の場合、自治基本条例とかなり重なるかと思う。定義なんかはおそらく同じことになってくる。そういうことを、また条例化する必要はなかろうと思う。むしろ具体的に役に立つものにしたいと私は思っている。
- 古田委員 昨年、まちづくり基本条例が成立してきて以来1年間、どういう動きが出てくるかと注目していたが、やはり、まだ、具体的に市民の中にも浸透していない、馴染まないということで、そのために、これから江南市で起きるだろういろんな事業等について、市民がより参加しやすくなるための条例を作って、具体化することを推進すると理解している。その解釈でよろしいか。
- 会長 私もそう思っている。
- 古田委員 あわせて聞くが、隣の一宮市は、具体的な参加条例はあるか。
- 地域協働課長 一宮市のホームページで調べたが、条例化までにはなっていないかと思う。
- 古田委員 江南市でも、数年前から協働によるまちづくりに取り組んでいる。掛け声だけでなく、江南市民が等しくまちづくりに関心を持ち、参画しやすいようなものを、今後、我々が協議を重ね作っていきたい。
- 会長 実際、具体化段階では、どの辺まで入れるか、いろいろ出てくるので、

そういうものをどう取り込んでいくのか。例えば、市民の意思の「市民」とは何なのか。個人市民が意見を言うのは分かるが、そこに団体の意思がどういふふうに反映されるのか。また、反映する前提として、団体の意見として認めるための、団体の意思決定の仕組みはどうなのか。ある自治会が、総意として意思表示した場合、単なる個人の意思表示と違うのか、同じ扱いになるのか。また、それが本当にその地域の民主的な意思の表明として、何を基準にして尊重していくのか。その辺の手続をどうするのかというところまで検討していくなら、本当にいろんな問題が出てくる。現に自治会の要望を個人の要望とは別のレベルで尊重するのか、同列で扱うのか。歴史的な経過の中でやっている部分も多いと思うが、資料5の市民協働研究会はこの辺まで立ち入っている。

いずれにしろ、基本的な条例で方向が定まった。文章として作ったのでは動かないので、動きやすいように、実際に意見を持っている人の意思がくみ上げられて、しかも実行される、つまり政策化されるという問題。また、意思表示をしたことがない人を誘いかけるような、動機付けになるような仕掛けは何か。いろいろなレベルでのものがあると思う。いずれ議論したいと思う。

○森委員 資料5の市民協働研究会の提言は、いわゆる意思表示だけでなく、市民活動の推進に関する基本条例の制定ということで、市民活動全体をまずどうやって活発にしていくかがある程度盛り込まれた内容。そういう方向でいくのか、事務局から説明があった意思表示をどうするのか。その辺のところを委員同士で大いに議論して、方向付けしていくことが大事。市民参加の手続はいろいろあるが、安城市の条例でも規定されているが、その後はどうしようかとなる。市民活動の促進も含めて議論していこうとなると、もっと活発な意見があって、方向を決めていかなければいけない。

○会長 まちづくり基本条例第19条が元になるが、政策の形成、執行及び評価、これら全体を含めて、市民が参加する。そこでの意思表示。そこに我々の課題がある。文言どおりの意思の表明ではなく、意思の表明の“場面”がいろいろある。いろいろな段階で必要なことは規定しておく。この委員会のスタンスとしては、それでどうかと思う。市民団体で活動している委員はいかがか。

○早瀬委員 まちづくり基本条例の検討の中間点で、各地区で開催された懇談

会に出席した。懇談会参加者は、「何かしなければ」という気持ちを持ち帰ったと思っている。基本条例第19条でいう政策の形成、企画の段階から市民が参加していく、さらにやったことを評価する段階での参加については、条例が必要だと感じた。

その辺で市民として活動したいが、なにがネックで参加したいという声が出せないのか。それを取り除いたら活動できるというところを、今回、条例の検討で取り上げていければよいと思います。

○会長 条例というと文章の硬さと厳密さがありまして、それを見て、じゃあやろうという気にはあまりならないところが弱点。条例に説明文があるように、趣旨はこうですと明示できれば。参加条例の要請としては、今、説明があったところ。

いろんなどころの市民アンケートでは、参加してもいい、協力してもいいという意見は多いが、実際にやっている比率は低くなっている。そのネックは何なのか。何をやればいいのかどうしたらいいか分からない。やらなきゃいけないという気持ちはあるがどうしたらいいか分からない。例えば、震災のとき、この思いを募金で表してくださいというときは、さっと集まる。ボランティアでこの日に行こうと呼びかけると、これも動く。協力してくださいと言っているだけでなく、課題に応じてどう具体化を提起できるか。ここでは、個々の課題については当然できないが、なるべく形がみえるもので作っていきたい。これをやればいんだなというものがあればよいと思います。

○平松委員 自治基本条例検討委員会には参加していなかったが、シンポジウムには、パネラーとして参加した。そのとき感じたのは、条例は法律的文章が多い。市民に受け入れられるかという意見が多かった。硬い内容ですから。参加者からは、もう少し分かりやすい、何をやったらどうなるんだといった具体性のあるもの、例えば、震災があった、ボランティアを集めようか、と単純な発想でみんなが集まり、協力して一つのことがなしてしていく。条文は、文章があまりに硬く、分かりにくい。ですから、条文化する上では、分かりやすい補足説明があれば受け入れやすい。条文は条文で、補足は中学生でも分かるものがあれば生きた条例になると思う。

○会長 おっしゃるとおり。ただ、基本条例の検討のときは、具体的な説明は行政側で作れとなっていた。この場でどのくらい具体的な議論ができるか。この場ではできる限り具体的に考えていきたい。また、それを表現するやわらかいものを作っていくと。

現在の自身の活動に照らしてみても構構です。

○庄田委員 私ども（江南青年会議所）は、地元で自営業をしているものです。まちづくりの視点からは、最近、ホームページがあったり、パブリックコメントを実施したり、市長へ直接手紙を送ることができたりと行政側からの説明機会が多くなってきた。条例化や政策提言云々は別にしても、言いやすい環境になっている実感はある。今回の条例は、これを広げるものか、線を引き出すものかと思いつつ聞いていた。意見集約、地域住民の声が聞いてもらえる機会は増えているとの感じはある。

○会長 行政に対し、個々の意見は出しやすくなっている。議員の方たちは、直接、地域などから聞いていることと思う。問題は、それを市政の方に政策として受け入れていく、意見を聞いたからすぐ通るわけではないから、このところのワンクッション、「あとは行政が市民参加をやれ」ではなく、立案、執行、評価まで含めて市民が関わっていくことになること…。その辺の形がみえないが。意見を出した市民が言い放しで、あとやってくれでは済まないよということを条例では書いていくのか。その先のこと、意見を受けて委員会などの組織を作るなり、その組織へ意見を伝えていくなり、その道筋を書いていくのか。その辺も議論してもらえれば。

○森委員 例えば、市長への手紙、意思表示の一つの機会。市民の感想は、「本当にあれ市長が書いているのか」。私は過程が分かっているけど、いわゆる通り一遍の返事しか返ってこないのが多い。私たち共産党議員団も今度、市長へ予算要望を出したが、商工会議所からも予算要望が毎年出る。区からは、特に生活環境、この道路、側溝をなんとかしてほしいとか、かなりの件数が出ていると思うが、これに対しては、一つ一つに回答するようには、たしかになっていない。実際にやれるようになると、ここにカーブミラーが付きますよという話しはあるが。だから、その辺の風通しというか、自分が言った意

見が生きた形で戻ってくるシステムができると、もっといろいろな意見が出ると思う。今、具体的なものは出てこないが。道路工事なら、どういう手続で、どういう予算で、どうなっていくのかの過程が分かると、もっと納得してもらえるかと思う。逆に、こういうことは自分たちでやろうと、地域で決めた場合、それに対してどんな支援があるのかとか、そんな市民と行政の意思疎通が図られ、いい関係での信頼関係ができるともっと…。ここまでは自分たちでやろうという話も、ものによっては出てくると思う。道路づくりは市民では無理だろうけど。しかし、地元住民の協力を得るためには、じゃあ区は何をやろうかということは出てくると思う。市に言ってもとあきらめてしまうのが一番いけない。その辺の関係をどう築くかも話し合えたらいいと思う。

○会長 市の方としては、一定の計画、原理があり、それを越えた要望には「できません」ということになる。ただ、できないところをもう一步進めたところに協働が出てくる。市がやれではなく、提案した市民も協力する仕組みは何なのか。提案した市民も、自分はここまではできるから市の方ももう一步、とならないと従来と変わらない。正確な回答が速やかに出るだけでは。

○野下委員 まちづくり基本条例第19条に、第8条に規定する政策の形成とあり、その第8条では、執行機関が行う政策の形成の権利を有すると規定されている。市民の方々が政策を形成する機会は、個人的にはなかなか難しいと思う。評価にしても。そこからすると、条例にそういう文言を織り込んで、どう関わっていくのか。文章ができていても実効はどうか。

○会長 おっしゃるとおり。さらに分野ごとの事情が関わってくるので、まとめが難しい。だからどこでも通用するような抽象的なものになってしまう。ただ、背景となった議論があって、ここはこうだからこうなったという説明ができれば、そこは違う。

○沢田委員 みなさんの意見を聞きそのとおりに思う。私たちの推進委員会は条例をどう活かすかということであるが、まちづくり基本条例、名前もいろいろ議論があったが、本当に必要かどうかの議論から始まった。とにかく、作ろうじゃないかという機運が先に出ていた。なくてもいいという意見も一方にあった。市民参加や協働の仕組みが、もう行政の中にできつつあって、

いろんなところで保障はされつつある。しかし、全体的には市民、行政、議会の役割がぼやけてしか見えないことから、基本条例で定義した。自分たちで責任を持ち、助け合いながら、時には競合しながら、協働社会を築いていく、いわゆる“基本となる条例”である。しかし、具体策は、ぼやけて表現されているが、定義はきちんとしている。その具体的ところが、まさに私たちの次の議論となる。新しい市民参加条例をつくろうという機運、一步踏み出そうということで私はいいと思うが、そのところのビジョンを推進委員会として持つ。みなさんの意見は正しいと思う。いわゆる参加に対する保障を条例できちんとしていく、おぼろげながらあるものを、きちんとした形にしていくことが大事だと思う。感想になるが、述べさせていただいた。

○会長 まちづくり基本条例の検討の中では、これを「自治体の憲法」だと主張した委員もいた。私はそこまではと、ちょっと抵抗した。というのは、今沢田委員が言われたように発展していくもので、「参加」も発展していく。最初作ったものが最高としてしまうと、あとが縛られてしまう。むしろ現状を踏まえて、少しずつ発展させればいいというのが、当時、「最高」とは言いたくなかった理由である。実際の形がどうなるのか、すべて分野を含めて妥当するような仕組みを条例として考えるか、ある程度分解してか。「市民」という定義を、地域、町内会、JCさん、いろんな団体とするか。どこをどうすれば具体案になるかということ。

○古田委員 抽象的な議論になると難しい。都市計画のまちづくりもあれば、地域コミュニティを育てるまちづくりもある。一つの事例として江南市民花火大会がある。当初は花火大会実行委員会として青年会議所が呼びかけて、その後、青年会議所を卒業された方の有志が実行委員方式で行っていた。それが10年を経て、大変ということで中止がいったん発表された。行政としては、せっかく市民に根付いた祭りであるので何としても継続したいということで、予算を組んで委託方式で青年会議所に委託した。将来にわたって考えた場合、青年会議所活動の中ではそれは毎年の事業としては難しいのではないか。おそらく永続性ということ考えると非常に難しいと思う。こういう大きなイベントは、市民参加、江南市民10万人に呼びかけて開催できれ

ば、今以上に盛り上がると思う。具体的な例として、そういう、声を掛ければ協力してくれる人はいっぱいいると思う。そういうことをしやすいものを、参加条例の中で作っていくことが大事だと思う。青年会議所は、理事長が交代するごとに、1年間の事業計画を立てるので、それが永続的に続くことは保証できないと思うので、理事長でもある庄田委員の意見をお聞かせ願いたい。

○庄田委員 ありがとうございます。昨年までの花火大会については、行政の方と、地域の方々とつくりあげていく花火を目指していく形で、先輩が立ち上げた実行委員会の経験、知識などを引き継いで継続してきた。今、市民の方の参加で継続していくアドバイスを受けた。花火大会を継続できる仕組みを組織内でも進めている。花火大会以外についても、地域の方、行政の方と手を組んで進めていきたい。きょう出席の平松委員にはイベントボランティア関係を、江南短大さん、成人のつどいの関係者の方々、多くの方に参加していただいた。安全面については、より多くの方の参加でより安全になる。企画・設営などへの市民の参加はまだまだであるが、花火大会全体の役割の中で、広く市民が参加できるものを目指したい。

○会長 具体的にはそういうことなど、いろいろある。この場で想定されているかは別として、具体的な例として、「市民の声」といった場合、名古屋市地域委員会なんかはまさにそうだが、特定の地域がやりたいこと、それを行政として評価し、保障するという「市民の声」もある。それを保障するために、名古屋市では選挙で選ばれた市民が、予算、市民の税金の使い道を決めると。あれは条例ではなく規則でやっている。いずれ条例化したいのが考え方である。市民のある部分の意見を、公的な意見として受け止める仕組みを作った。取り入れるときの具体的な姿は各種ある。そういう話、いろいろ聞くと、課題が見えてくるかもしれない。

黒岩委員さん、波多野委員さん、自分の属しているところから、何か具体的にあればご紹介いただきたい。

○波多野委員 初めてこういう行政の会議を聞く機会があり、どういうふうにみなさんが、市民のために相談し、いろんなことを決めているのかと。まず

はそこから勉強させてもらっていたが、みなさんが使用している難しい言葉、行政の業界用語というか、行政の方が使っている言葉自体が目新しく、そういう言葉の中で、いろんなことが決まってくんだなあと感じた。

花火大会の話も出ていたが、誰でもそうだが、楽しいことは大好きで、楽しかったり、自分が参加してうれしかったりすることに興味を持つと思う。だから、この条例も、市民が楽しいなあ、参加してみようかなと思えるような条例を作っていけたらいいと思う。やはり言葉の難しさと、みなさんが相談されている一つ一つがすごく繊細で、市民を思うあまり、お互いが構えてしまっているというか、こうやったらこうした批判がでると感じられたので、もっと溶け込めるような条例ができれば、私たちももっと参加しやすいし、議員さんたちもフランクに条例を作ってもらえると感じた。

○会長 一番難しいことを言われましたね。

○社本委員 どうしても行政が作る条例は文章が硬い。まちづくり基本条例を作るときももっとやわらかい言葉を求められたが、条例ということになると、江南市民ばかりでなく全国の人が見るということで、職員がつくれば、どうしても堅くなるのは仕方がないと思う。それを柔らかくするために、絵や図を用いた条例の解説文、市民が分かりやすいものを作成するよということであった。今回の条例も、条文としては堅くなるかもしれないが、それを補完する柔らかいものをこの委員会でお願したい。行政側だけで作ると堅くなってしまう。

○会長 きょうの一般的な議論としてはこんなところで、おそらく目指しているところは、かなり共通のイメージだと思う。

○各委員から“市民参加”に対するイメージ、考えが報告される。

(3) その他（次回の推進委員会について）

○会長 きょうの委員の発言を受け、次回は何を議論するか。

○黒岩委員 きょうは、「委員会の今後の進め方」についての話があるなあとい

ったイメージしかなく臨んだ。というのは、ある程度、会議の進め方が決ま
っており、その上で議論がされるという期待感があった。私が言いたいこと
は、きょう初めてたくさん資料が配付されたが、説明されても資料をめく
るだけで、内容は分からない。次回、事務局がある程度、具体例を出すと思
うが、次回以降の会議の進め方として、資料があつたら事前に見せてもら
いたい。それを読んで、自分の意見を整理した上で参加できれば、もっと自分
の考えを話せると感じた。

○地域協働課長 次回は、全国の市民参加条例で規定されている参加制度など
についての資料、市民懇談会、市民政策提案制度などの資料を提出する。た
だ、何日前までということまでは難しいが、できる限り早く委員に届けたい。

○会長 しばらくは、他の都市では、どんなことがあって、どんな条例にして
いるかを勉強するということですね。

○地域協働課長 参加制度の例、パブリックコメントや市民懇談会などの仕組
みを説明した資料を提出する。

○会長 特に参考にする都市の条例等、次回取り上げるものの資料は、事前に
配付できますね。

○地域協働課長 はい。事前配付する。

○会長 次回、こういうことを議論したいという提案があれば。

○森委員 区から要望が出た場合の対応について、豊田市なんかは、返事をす
る仕組みを作っている。ちょっと聞いたところによると。その辺も調べても
らい、資料を提出してほしい。あその場合は、市民の意思の表明というよ
りは、市民活動参加促進条例といような形になっており、もっと幅広いもの
になっている。その辺のところも資料として出してもらおうといい。

○会長 これを見たらというものがありましたら。

○社本委員 きょう以降でも、何かあつたら事務局まで連絡を。

○会長 “参加”という流れできているが、地方分権とか地域主権という考え
方になると、“参加”というよりも、その地域の意思を行政が尊重するという
ふうになってくる。そうになると、それをどう取り入れるかという判断はなく
て、一定の条件さえ満たしていれば、それをそのまま認める分権という方向

にいくなら、この“参加”というのも随分先まで進んでいく。差し当たり、それが考えられているのは、地域のまちづくりということなら、地域単位の意見については、そのまま承認するという分権の仕組み。それを今度、ここで取り入れるかも課題であると思う。それが“市民”といった場合のいろんな段階ということの一つ。その辺も含めて、次回は少し広く、どんな議論が他で進んでいるかということをお勉強して、それを頭に入れながら、江南市の特徴も考えていく。そのように次回は進めます。きょうの議論は抽象的であったが、みなさん目指す方向はそんなに違ってないことは分かった。なるべく沿うようにしていきたい。かなり長期にわたり、議論していくことになる。

では具体的な次回の日程について。事務局からの提案はあるか。

○地域協働課長 会場の都合などもあり、3月23日（金）の午後か、26日（月）の午後を提案する。

〔日程調整〕

○地域協働課長 それでは次回は3月23日（金）午後1時30分からお願いします。

○次回の開催日程 平成24年3月23日（金）午後1時30分

市役所 3階 第2委員会室

○次回の会議資料

・他市の市民参加条例 ほか

○会長 きょうは全体の計画を議論したが、次回からは中身の議論になる。あまり構えないで、意見交換しましょう。

第1回の推進委員会を終わります。